

新年は1月8日  
休日より業務を行  
います

事務所だより

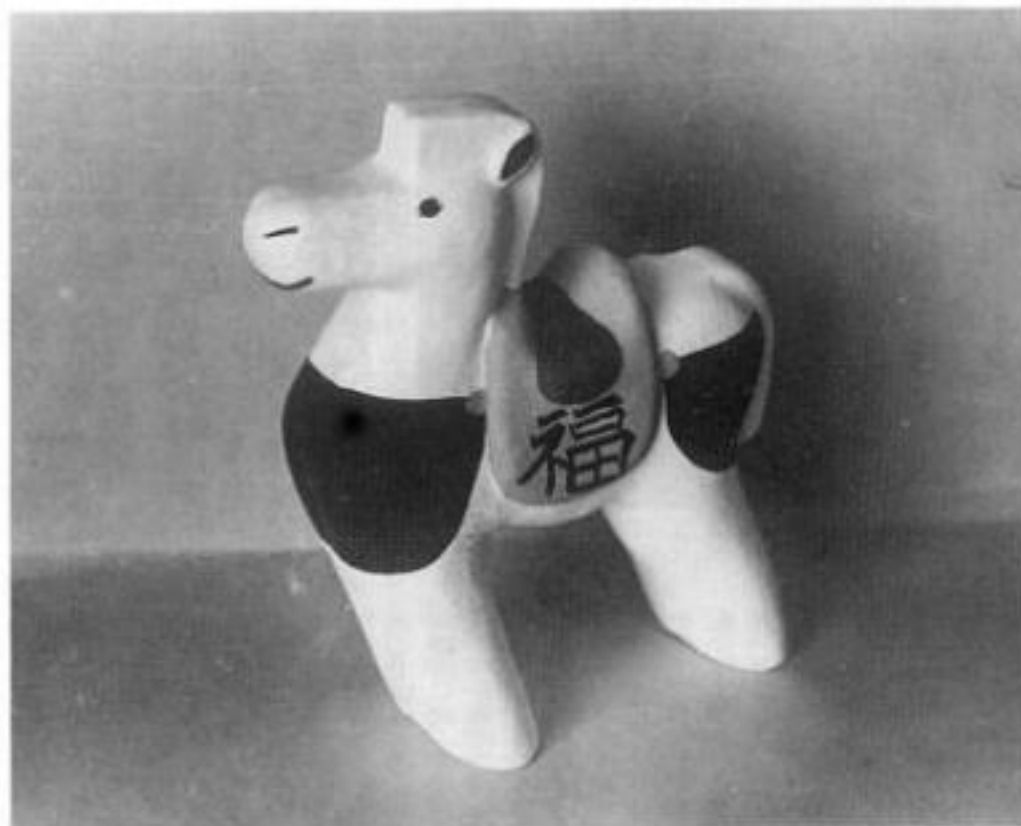
# カッとび

発行

東葛総合法律事務所

〒271-0082  
千葉県松戸市松戸1281-29  
住友生命松戸ビル5階  
電話 047-367-1313(F)  
FAX 047-367-1319

# 謹賀新年



浅草・今戸焼 (撮影 石坂 満さん)

JUSTICE

二〇〇二年の年頭にあたり、とりわけ、人類の平和的共存に向けた活動の大切さを考えます。

憲法の平和主義の思想は、私たちに何を求めているのでしょうか。

それは、第一に我が国は他国を侵略しないという姿勢を求めているのであり、第二には、世界はまだまだ悲惨な戦争の繰り返しの中にあるけれども、我が国は、一日でも早く、人類が平和的に共存できる時代を実現する為に努力することを求めているのです。

わが国は、戦争の悲惨を知らしめられた先輩たちの願いと努力によって、この憲法の平和主義を守り生かしてきたはずです。

今世紀こそ、私たちは徹底した平和思想を根付かせたいものです。

そのために、どこまでも知恵を働かせ、知性と理性を深めたいものです。平和思想に根差した国民として、その第一歩を踏み出しましょう。

二〇〇二年 元旦

## 東葛総合法律事務所

代表 弁護士 蒲田 孝代

弁護士 及川 智志

弁護士 福富美穂子

弁護士 左近允寛久

事務局長 小久保雅弘

事務局員一同



# 訴訟病コブヤク薬害 責任に企業、国

裁判所  
が見

今後ともご支援を  
弁護士 左近 允寛 久



厚生労働省の前にて [2001年11月14日]

## 変えてはならない弁護士自治

### 司法改革についての私見

弁護士 及川 智志

いま世間では「聖域なき改革」などと騒がれていますが、これは、私たちが弁護士にとっても他人事ではありません。法律家人口の大幅増や養成制度の見直し（ロースター

ルの設置など）、刑事裁判への国民参加といった司法改革の動きが本格化しているからです。

もちろん、司法の独善は許されません。また、現在の司法システムが制度疲労を起していることも否めません。司法の分野でも、おおいに改革、民主化を進めるべきです。

しかし、変えてはいけない部分は、当然にあると思うのです。それを型

域というかどうかは別として、例えば、弁護士自治です。弁護士自治というのは、弁護士の綱紀・懲戒（不祥事を起こした弁護士会が行い、外部の干渉を受けないということ）

守って活動することが

「基本的人権の擁護と社会的正義の実現」（弁護士法一条）を使命とする弁護士活動が十全に機能し得るのです。

から生まれました。弁護士自治が確立されてこそ、

「基本的人権の擁護と社会的正義の実現」（弁護士法一条）を使命とする弁護士活動が十全に機能し得るのです。

守って活動することが

「基本的人権の擁護と社会的正義の実現」（弁護士法一条）を使命とする弁護士活動が十全に機能し得るのです。

守って活動することが

「基本的人権の擁護と社会的正義の実現」（弁護士法一条）を使命とする弁護士活動が十全に機能し得るのです。

守って活動することが

薬害コブ病訴訟は、今、山場を迎えています。訴訟は七月に結審して以来、原告の患者さんやその家族は、被告企業と国が、その責任を認めて謝罪し、早期に和解に応じるよう求めてきました。ヤコブ病は、発症するとおよそ二年で必ず死に至る病です。今年の一月にも相次いで二人の患者さんが亡くなるなど、早期にこの問題を解決することは、私たちの切実な

願いでした。ところが、被告達、そのなかでも特に厚生労働省が、なかなか自分たちの責任を認めようとしませんでした。そこで、私たちは、断固たる決意を示して、被告国に責任を認めさせるために、一月、六日間、にわたって、厚生労働省前まで座り込みを敢行しました。そして、一月六日には、厚生労働省を五〇〇人も人の鎖で囲い

込みました。座り込みの途中には、大変残念なニュースもありました。千葉在住で、数少ない生存患者さんの山村桂子さんが、一月五日の深夜、おじくなりになったのです。生きていた間に解決できなかった悲しみと同時に、改めて早期解決を求めていかねければならない、という決意を改めて固めました。

その結果、みなさんご存じのとおり、一月四日、東京と大阪の裁判所で、被告国と企業には薬害コブ病を起こした責任があり、被告らには患者や遺族を救済する責任があるという「所見」を発表したのです。私たちがこのような被告国や企業の責任を認め、両面的な所見を勝ち取ることが出来たのも、これまで裁判を支援していただいたみなさんのおかげです。本当にありがとうございます。





## 事務所

## 雑感

代孝 田 護士 兼 蒲



生が机に向かって勉強をしている。

うーん、なんと平和な、穏やかな風景かと、ひととき思う。

我が事務所は五階にある。開放感があつていい。ほかほかと暖かな日差しのある日は、机の土の書類もゆとりを取り戻しているように見える。

向かいのビルの一階はスターバックスコーヒーで、若い女性たちがおいしそうにコーヒーを飲んでいたり、事務所の5階に對面する塾では、受験

この事務所に来たときあまりの明るさに、所員たちは「ひびき」と素っ頓狂な声をあげ、雨の中の引越しも何のその。張り切った。

弁護士が事務所にいるときは、窓際の格闘テンプルで昼食を取り、昼からの仕事に活力を貯めた。あれから更に元氣な若

い弁護士も増え、事務所は元氣で活気があふれる。

○弁護士は、商工ローン問題に力を注ぎ、業者に一番も譲れない気構えで仕事をしている。私が留守をするとき「Oさん、頼みます。」という「はい」と、えらくやさしい声で返事をしてくる。時々、私のドジぶりにあきれ果てている様子ではある。

下弁護士は弁護士の道を目差した原点である冤罪事件に情熱的に取り組んでいる。そういえば、この前、友の会の人、「郷先生、いる？」と私に聞いていた。密かにあだ名がついているらしい。S弁護士は悪書やコブ病訴訟弁護団に入り、精力的に関わっている。南国で育ったおらかさは、事務所のみんなを笑わせる。

友の会も、この五年間すばらしい活動を繰り返している。役員の方たちの充実ぶりは本当にうれしい。次々と発想豊かに学習会を企画し、毎回多数の参加者だ。

訪問者がひっきりなし

で相談室も空かないこともあり、いつかの格闘テンプルは資料室に移動した。

いまや、今年は事務所拡張だと、所員たちは張り切り、理想に燃えた新人弁護士よ、来たれと勢いづいている。

内緒の話、本当は、そんなに広くならないのだけれど、今、所員たちは図面を片手にレイアウトを出し合っている。どうせ、取り入れられないよなあ、とほやきながら、自分の案を出し合っている。さて、どんな案が決まるであろうか。

これからも、克服を改善することを怖れない逞しい所員たちでありつづけてほしい。集団の持つ力強さを自分を通すことばかりでなく、他者への配慮ができる人間の集まりによって、深めて生きたいと思う。

一番ドジの私だが、若いみんなに負けずに張り切ろう。そうそう、今年は、S弁護士の結婚をみんなで祝いましょうね。

友の会  
コーナー

昨年友の会活動の一部を紹介します。

四月の総会では新役員として坂田さん、大町さんを選出し役員が一四名体制となりました。六月のバス旅行は、秩

父・白久温泉に三二名で行って来ました。長壽ではライン下りとS.Lを楽しましました。

一〇月の学習会では、相続・遺言について、左近允弁護士が講師となつて行いました。四四名の方が参加されました。

一二月の忘年会は、七八名の方が参加され、テーブル対抗のクイズなどが行われました。

友の会では、初めての方でも、一人で参加され

た方でも気軽に参加できるように、今後も努力をしていきます。関心のある方は、ぜひご連絡を下さい。

友の会事務局

☎〇四七

三三七ー三三三三

担当 富田まで

次回行事のお知らせ

ためになる講座

(パラエティ笑百科)

二〇〇二年二月二日(土)

午後二時から

松戸市民会館一〇一号室

講師 福富美穂子弁護士

終了後、懇親会を松戸駅西口「甘太郎」にて行います。



テーブル対抗のクイズが楽しい忘年会

表紙の  
写真

浅草・今戸焼

東京都台東区浅草今戸で産出する土器。天正頃(西暦一五二〇年)に下総千葉家の一族の配下のものが武蔵の浅草辺で土器や瓦を造り出したのに始まる。

天保頃隆盛を極めた。招き猫などが多く造られた。

多いときには三〇軒以上あった業者も現在は白井家一軒(創業五百年)となつてしまった。

訪問者がひっきりなし

事務所入口は透明ガラスになっています

